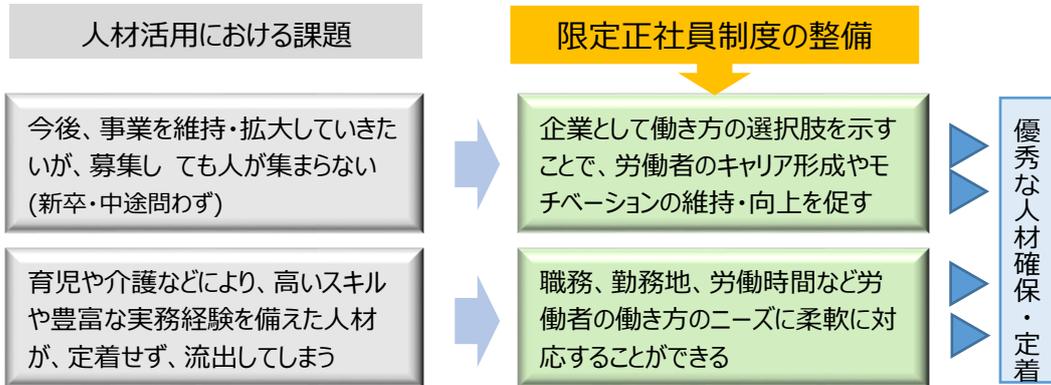




限定正社員制度の導入で人材の確保・定着を！

労働者 1 人ひとりのワーク・ライフ・バランスの実現と、企業における優秀な人材の確保、定着を可能にする多様な働き方の実現が求められています。そうした働き方や雇用の在り方の 1 つとして、勤務地や労働時間等を限定した「限定正社員」が注目されています。限定正社員制度を導入するには、就業規則の整備などによる社内制度化を図っていく必要がありますので、ご検討されている場合は、どうぞ、ご相談ください。

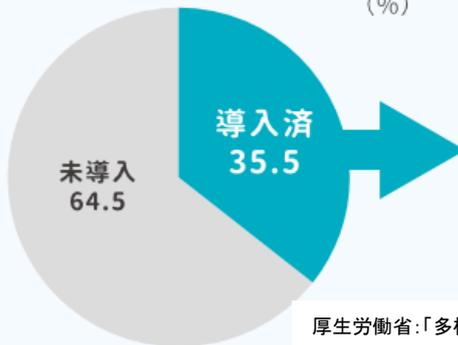


「多様な正社員」とは

これまで正社員というと、職務・勤務時間・勤務地等を限定しない社員が想定されてきました。しかし、今では就労ニーズの多様化に合わせて、配置転換や転勤、仕事内容や勤務時間等の範囲が限定されている正社員(限定正社員)が増えています。「多様な正社員」とは、この限定正社員の総称のことです。

限定正社員の種類	
職務限定正社員	・就業規則等で、仕事の範囲を限定している
勤務時間限定正社員	・所定労働時間が、他の社員区分に比べて短い ・就業規則等で、所定外労働にあることが定められていない
勤務地限定正社員	・就業規則等で、勤務地を「転居を伴わない地域への移動」に限定している ・就業規則等で、勤務地を「採用時の勤務地のみ」に限定している

「多様な正社員」制度の導入状況 (%)



限定の種類	採用割合
職種や職務、職域が限定されている	24.6
勤務地が限定されている	19.4
就ける役職・役割の範囲が限定されている	15.8
労働時間の長さが限定されている	17.1
その他何らかの働き方が限定されている	5.2

厚生労働省:「多様な正社員及び無期転換ルールに係るモデル就業規則と解説」より

SATO'S NEWS LETTER

2017年8月号
(No.93)

CONTENTS

- 限定正社員制度の導入 ……P.1
- 両立支援等助成金(育児休業等支援コース) ……P.2
- 障害者雇用の注意点 ……P.3
- 合同勉強会 ……P.4
- スタッフ紹介 ……P.4
- 人事労務ニュース ……P.4

8月の社会保険労務と税務

8月10日

- 源泉徴収額額・住民税特別徴収税額の納付
- 労働保険一括有期事業開始届の提出

8月31日

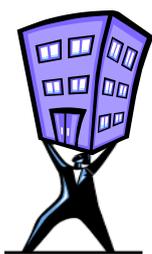
- 道府県民税・市町村民税の納付
- 個人事業税の納付
- 健康保険・厚生年金の保険料納付
- 外国人雇用状況の届出

公式 Facebook ページ開設



いいね！

助成金情報



～ 育児休業を取得する予定の従業員さんはいらっしゃいませんか？～

両立支援等助成金

(育児休業等支援コース)

1. 育休取得時・職場復帰時

「育休復帰支援プラン」を作成し、プランに沿って労働者に育児休業を取得、職場復帰させた中小企業事業主に支給します。

育休取得時	28.5万円<36万円>
職場復帰時	28.5万円<36万円>
育休取得者の職場支援の取組をした場合	19万円<24万円> ※「職場復帰時」に加算して支給

※1事業主2人まで支給（無期労働者1人、有期労働者1人）

各コースの支給額のうち、<>内は、生産性要件を満たした場合の支給額です。

育休取得時

次の取組が必要です。

※育休復帰支援プランは「育休復帰支援プラン策定マニュアル」を参考に作成してください
(厚生労働省HP「育休復帰支援プラン」でサイト内検索)

- 対象者の休業までの働き方、引き継ぎのスケジュール、復帰後の働き方等について、上司または人事担当者との面談を実施したうえで面談結果を記録すること。
- 育休復帰支援プランを作成すること。
- 育休復帰支援プランに基づき、対象者の育児休業（産前・産後休業から引き続き育児休業を取得する場合は産前休業）開始日までに業務の引き継ぎを実施すること。
- 3ヶ月以上の育児休業を取得すること（産後休業を取得する場合は産後休業を含めて3ヶ月以上）
※「育休復帰支援プランにより、労働者の円滑な育児休業の取得、職場復帰を支援する措置を実施すること」を明文化し、全労働者へ周知することが必要です。

(例) 産前産後休業から引き続き育児休業を取得する場合



職場復帰時

「育休取得時」の助成金支給対象となった者について、次の①～③の全ての取組を行うことが必要です。

- ①対象者の休業中に育休復帰支援プランに基づき、職場の情報・資料の提供を実施すること。
- ②対象者の職場復帰前と職場復帰後に、上司または人事担当者との面談を実施し、面談結果を記録すること。
- ③対象者を原則として原職に復帰させ、さらに6か月以上継続雇用すること。



☆ 障害者雇用（精神障害者）の進め方 ☆

ご相談内容

弊社では、障害者雇用率が法定の2.0%を下回っています。

平成30年4月から、法定雇用率が2.2%に上がり、精神障害者も雇用率に算定されると聞いています。

初めて精神障害者雇用に取り組みたいと思っています。

精神障害者の雇用に当たり気をつける点があれば教えてください。

特に、面接で聞いておくこと、聞いてはいけないことが分かりません。

回答

- 1.障害者雇用の面接では、できないこと、できること、したいことを確認することが基本になります。
- 2.精神障害のある人の採用で最も注意しなければいけないのは、病状が安定していることを把握することです。
- 3.採用面接には、支援者も参加してもらった方が良いです。

4.面接で聞いておくことは

- ①退職した理由とその時の職場環境(一番ストレスが強かったと思われる状況)
- ②今後希望する働き方について
- ③指示の仕方、話し方、指導の仕方などの配慮について

※病気のことは深く聞くことが望ましいです。どのような状況になると体調が悪くなるのか具体的に聞いて、会社としてどのような配慮ができるのかも話しましょう。

※精神障害の対象となる方の基準は、「障害者雇用の促進等に関する法律」に規定されています。

法定雇用率の算定基礎の見直しについて

◎ 法定雇用率の算定基礎の対象に、新たに精神障害者を追加 【施行期日 平成30年4月1日】

【法定雇用率の算定式】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} - \text{除外率相当労働者数} + \text{失業者数}}$$

※追加

平成30年4月1日から障害者の法定雇用率が引き上げになります
民間企業 現行 2.0% ⇒ 平成30年4月1日以降 2.2%

(障害者雇用制度 平成30年4月1日からの変更)

留意点1. 対象となる事業主の範囲が、従業員45.5人以上に広がります

- ◆毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなくてはなりません
- ◆「障害者雇用推進者」を選任するように努めなければなりません

留意点2. 平成33年4月までに、更に0.1%引き上げになります(2.3%)

計画的に障害者雇用を推進しましょう! 各種助成制度はお問い合わせください!

テーマ：「民法改正（その1）改正の概要」

【第1部】担当：弁護士法人 広島メープル法律事務所

- ①改正民法の成立の経緯・施行時期等
- ②消滅時効－主に時効期間の見直しについて
- ③契約の解除－解除の要件・効果について

【第2部】弁護士・税理士・社会保険労務士による5分間トピックス
～ 各分野からホットな情報をご提供します ～



◆日時：平成29年9月25日（月）

（勉強会）15：00～17：30

（懇親会）17：45～

◆会場：メルパルク広島（広島県広島市中区基町6-36）

（勉強会）6階 安芸

（懇親会）5階 桃

◆費用：（勉強会）無料

（懇親会）5,000円

◆お申込み・お問い合わせ 弊社まで **お申込締切：9月19日**

スタッフ紹介

田坂 ほのか

（たさか ほのか）

血液型：O型

趣味：旅行



今年3月に給与部門にパート社員として入社致しました。事務作業は未経験なので日々新しい発見がいっぱいです。お客様のご要望にいち早くお応えできるよう努力してまいりますので、よろしくお願い致します。

人事労務ニュース

「同一労働同一賃金」の報告書まとまる

厚生労働省の労働政策審議会が6月9日まとめ、関連法案が秋の臨時国会に提出する予定です。短時間労働者・有期契約労働者、更に派遣労働者の不合理な待遇差の改善や事業主による説明の義務化が盛り込まれる見込みです。

「改正育児・介護休業法」が10月1日から施行

今回の改正により、保育園などに入れない場合の育児休業期間が「1歳6ヶ月まで」から「2歳まで」延長可能となります。改正に伴い、育児休業給付金の給付期間も2歳までとなります。

平成29年度 地域別最低賃金額改定の目安

第49回中央最低賃金審議会で、今年度の地域別最低賃金額改定の目安について答申が取りまとめられました。目安はAランク26円、Bランク25円、Cランク24円、Dランク22円で、広島県は793円 ⇒ 818円に引き上げられる予定です。

社会保険労務士法人サトー 広島事務所

730-0051 広島県広島市中区大手町 1-6-2 MDX 広島ビル5階

月～金 9：00～18：00

電話：082（546）2080 FAX：082（546）2081

社会保険労務士法人サトー 東京事務所

101-0032 東京都千代田区岩本町 3-1-9 リブラ岩本町 I 6階

月～金 9：00～18：00

電話：03（5829）8982 FAX：03（5829）8983